

1 ミニデイ型・運動型通所サービスについて

(1) ミニデイ型・運動型通所サービスとは…

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の一つであり、介護が必要な状態となることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスです。
- ・対象者は要支援1・2及び事業対象者となり、利用する方の心身の状況に応じて適切なサービスが受けられます。

(2) 具体的なサービスの内容について

別添資料「ミニデイ型・運動型通所サービスの詳細について」をご参照ください。

(3) 周知用チラシ

- ・ミニデイ型通所サービス ～フレイルを改善したいあなたに～
- ・運動型通所サービス ～転倒をふせぎたい、筋力をアップさせたあなたに～
⇒利用者への案内・説明資料としてお使いください。

(4) ミニデイ型・運動型通所サービスの紹介動画

- ・ミニデイ型・運動型通所サービスについて、実際の利用風景が分かるよう動画を作成しました。是非以下URLより「名古屋市ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介」をご覧ください。

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=YXUpuzY6ZRw>